

介護医療院サービス利用 重要事項説明書

〈令和6年8月1日現在〉

くるみ介護医療院(以下「施設」という)は入所者様(以下「入所者」という)に対して介護医療院サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明致します。

1 事業の目的

要介護状態である入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することを目的とします。

2 運営の方針

- ①施設は、長期にわたる療養を必要とする方に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上のお世話を行うことにより、その方が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めるものです。
- ②入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスを提供するよう努めるものです。
- ③施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、居宅支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものです。

3 事業者の概要

- | | |
|--------|-------------------|
| ①法人名 | 医療法人社団 檜の木会 |
| ②法人所在地 | 富山県高岡市中川本町16番地10号 |
| ③代表者氏名 | 理事長 神代 理加 |
| ④設立年月日 | 平成9年6月18日 |

4 施設の概要

- | | |
|----------|--------------|
| ①施設の種類 | 介護医療院 |
| ②施設の名称 | くるみ介護医療院 |
| ③施設の所在地 | 富山県射水市大島北野48 |
| ④電話番号 | 0766-52-2580 |
| ⑤管理者氏名 | 長堀 毅 |
| ⑥開設年月日 | 令和元年6月1日 |
| ⑦入所者定員 | 50名 |
| ⑧療養室等の概要 | |

当施設では以下の療養室・設備をご用意しております。

< 主な施設・設備について >

療養室・設備の種類	室数	備考
1 人部屋	2 室	個室
2 人部屋	2 室	多床室
4 人部屋	11 室	多床室
合計	15 室	
診察室	2室	
処置室	1 室	
機能訓練室	1室	
談話室・食堂・レクリエーションルーム	1ヶ所	
浴室	1ヶ所	特殊浴槽×4・一般浴槽 1
洗面所	2ヶ所	
便所	3ヶ所	男女別及び身障者便所
ナースセンター	1室	
調理室	1室	
洗濯室	1室	
汚物処理室	1室	

※療養室・洗面所・便所以外は大島くるみ病院と共用

⑨ 従業員の体制

< 主な職員の配置状況 >

職 種	介護報酬上の 指定基準	備考
管理者	1名	大島くるみ病院長が兼務
医 師	1.05名以上	大島くるみ病院と兼務
薬剤師	0.34名以上	大島くるみ病院と兼務
看護職員	9名以上	
介護職員	13名以上	
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	必要数	大島くるみ病院と兼務
管理栄養士	1名以上	
介護支援専門員	1名	看護職員若しくは介護職員との 兼務
診療放射線技師	必要数	大島くるみ病院と兼務
事務員	必要数	大島くるみ病院と兼務

※医師、薬剤師、看護職員、介護職員、診療放射線技師は常勤換算にて記載 平成31年3月末現在

< 主な職種の勤務体制 >

職 種	勤務体制	備考
医師	日勤 8:30～17:30 2名 夜勤 17:00～8:30 1名	非常勤医師の勤務は契約により異なる。
看護職員	日勤 8:30～17:30 2名以上 早出 7:00～15:30 1名以上 遅出 10:00～18:45 1名以上 夜勤 17:00～翌朝9:00 1名	
介護職員	日勤 8:30～17:30 1名以上 早出 7:00～15:30 2名以上 遅出 10:00～18:45 2名以上 夜勤 17:00～翌朝 9:00 1名	
その他常勤職員	日勤 8:30～17:30	必要数

5 入所者の定員等

施設の定員は50名です。定員を超えて入所をお受けすることは出来ませんので、ご了承下さい。

なお、要介護者の方であっても、医師の判断により併設医療機関(大島くるみ病院)の医療保険療養病床(定員99名)に入院していただくこともございます。

6 サービスの内容

① 法定給付サービス

種 類	内 容
日常的な医療行為	検査、投薬、注射、処置等、医師の診療方針により妥当適切に行います。
機能訓練	必要に応じて理学療法等のリハビリテーションを計画的に行います。
入 浴	1週間に2回の入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位がとれない方は、特殊浴槽の入浴ができます。
排せつ	病状等に応じて適切な排せつ介助を行います。 おむつを使用する場合には適切に取り替えます。
離床・着替え・整容等	自立した日常生活を営むことができるよう、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行います。
食 事	栄養、身体の状態、病状、嗜好を考慮した食事を提供します。 食事はできるだけ離床して、食堂で食べていただくように配慮します。 ・ 朝食 7:30～ ・ 昼食 12:00～ ・ 夕食 18:00～

② 法定給付外サービス

種 類	内 容
特別な病室	入所者の希望により、個室等がご利用できます。 1人部屋(シャワー・トイレ付) 2室
理髪・美容	毎月2回(第1、3月曜日)理髪・美容の出張サービスをご利用いただけます

③ その他

サービス提供記録の保管	この契約の終了後5年間保管します。
サービス提供記録の閲覧	土日曜日・祝祭日を除く 毎日午前9時から午後5時まで。
サービス提供記録の複写物の交付	複写に際しては、実費相当額を負担していただきます。

7 入所者負担金

① 法定給付サービス分〔従来型多床室〕(居住費・食費を除く)

別紙参照

〔従来型個室〕(居住費・食費を除く)

別紙参照

食費

基準費用額(1日あたり)

別紙参照

- 1) サービスが介護保険の適用を受ける場合は、原則として施設サービス費(居住費・食費を除く)の1割～3割と居住費・食費に係る基準費用額の合計額をお支払いいただきます。
- 2) 保険料の滞納などにより、上記の「入所者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額(10割)をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
- 3) 必要に応じて初期加算など関係法令に基づいた費用が、別途入所者負担金に加算されることがあります。

② 法定給付外サービス分

【別紙表1】の負担金となります。

上記の費用をいただくに際しては、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い入所者の同意を得ます。

③ 入所者負担金のお支払い方法

事業者は、当月の入所者負担金の請求書に明細を付して、翌月中旬頃までに入所者に請求しますので入所者は翌月末日までに、次のいずれかの方法によりお支払いください。

☐ 自動口座引き落とし

☐ 現金払い

☐ 金融機関振込(振込手数料は入所者が支払う)

銀行名	支店	口座種類	口座名義		口座番号
富山第一銀行	高岡支店	普通	フリガナ	イ) カシノキカイ	211108
			医療法人社団 樫の木会		

8 個人情報の利用及び秘密保持

施設では、入所者及びご家族の皆様の個人情報を下記の目的で利用させていただくことがあります。これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には、改めて入所者又はご家族の皆様からの同意をいただくことにしておりますのでご安心ください。同意しがたいものがある場合には、その旨をお申し出ください。お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。またこれらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

個人情報の取り扱いには万全の体制で取り組み、秘密保持を遵守いたします。

施設における個人情報の利用目的

- 介護サービスの提供
 - ・施設での介護サービスの提供
 - ・他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者、行政機関等との連携、及び照会への回答
 - ・ご家族等への介護サービスの説明
 - ・その他、入所者への介護サービスの提供に関する利用
- 介護サービス費請求のための事務
 - ・施設での医療・介護・労災保険、公費負担介護サービスに関する事務およびその委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの紹介への回答
 - ・公費負担介護サービスに関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
 - ・その他、医療・介護・労災保険、および公費負担介護サービスに関する介護サービス費請求のための利用
- 施設の管理運営業務
 - ・会計・経理
 - ・医療事故等の報告
 - ・当該入所者の介護サービスの向上
 - ・その他、管理運営業務に関する利用
- 医療介護賠償責任保険などに係る、専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 施設内において行われる実習への協力
- 介護の質の向上を目的とした当施設内での症例研究
- 外部監査機関への情報提供

9 領収書の発行

事業者は、入所者から入所負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

10 入所者負担金の滞納

入所者負担金を3ヵ月以上滞納し、支払い勧告にもかかわらず、10日以上経過した場合は、原則として退所していただきます。

11 非常災害対策

非常災害対策に関する具体的計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出、その他の必要な訓練をおこないます。

12 衛生管理

入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、医薬品など管理を適正に行っていきます。

13 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 緊急時等における対応方法

施設において、サービス提供を行っている際に入所者の病状の急変が生じた場合は、速やかに医師へ連絡し必要な措置を講じます。入所者の病状からみて、施設において自ら必要な医療を提供することが困難な場合には、協力医療機関その他適当な医療機関への入院のため措置、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じます。

入所者のために往診を求め、又は入所者を医療機関に通院させる場合には、当該医療機関の医師に対し、入所者の診療状況に関する情報を提供します。また、当該医療機関等から入所者の療養上必要な情報の提供を受け、その情報により適切な診療を行います。

当施設の協力医療機関は下記のとおりです。

＜協力医療機関＞

医療機関の名称 医療法人社団 檜の木会 大島くるみ病院

所在地・電話番号 射水市大島北野 48 (TEL 0766-52-2580)

15 身体の拘束等

施設は、原則として入所者に対して身体拘束を行わないようにしますが、自傷他害の恐れ、緊急やむを得ない場合には、医師が判断しご家族に同意を得た上で身体拘束等、入所者の行動制限を行うことがあります。

緊急時等やむを得ず身体拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにやむを得ない理由を記録します。また身体拘束を行った場合には、定期的に見直しを実施し、すみやかに身体拘束が解除できるように努めます。

施設は、身体的拘束等適正化のために、必要な措置を講じています。

- ①身体的拘束等適正化のための指針を整備しています。
- ②身体拘束適正化委員会を設置し月 1 回の委員会を開催します。
- ③職員に対して入職時研修及び定期的(年 2 回以上)に研修を実施します。

16 虐待防止等

施設は、入所者の人権擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じています。

- ①虐待防止に関する責任者(施設長)を選定しています。
- ②高齢者虐待の防止のための指針を整備しています。
- ③高齢者虐待防止委員会を設置し月 1 回の委員会を開催します。
- ④職員に対して人権擁護・虐待防止を啓発・普及するための研修を入職時及び定期的(年 2 回以上)に実施します。
- ⑤サービス提供中に、施設の職員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受け

と思われる入所者を発見した場合には、速やかに入所者の家族、市町村等関係機関に通報します。

17 事故発生時の対応及び損害賠償

①施設サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに主治医と連絡をとり必要に応じて医学的処置を行うとともに、入所者の家族等関係者及び市町村に連絡を行います。

②前項の場合において、事故が発生した場合は、速やかに入所者の損害を賠償します。ただし、事業者に故意過失がない場合にはこの限りではありません。

18 相談・苦情対応

入所者からの施設サービスに関する相談、苦情に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

受付曜日：月曜日～金曜日

受付時間：午前9時～午後5時30分

担当者：くるみ介護センター

寺井 博美（電話：0766-52-4131）

八田 美希（不在の場合）

行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	所在地 930-8583 富山市下野字豆田 995 番地の 3 電話番号 076-431-9833
射水市 福祉保健部 介護保険課	所在地 939-0294 射水市新開発 410 番地 1 電話番号 0766-51-6627
高岡市役所 高齢介護課	所在地 933-8601 高岡市広小路 7 番 50 号 電話番号 0766-20-1365 FAX 0766-20-1364
富山県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 930-0094 富山市安住町 5 番 21 号 サンシップとやま(富山県総合福祉会館)2 階 電話番号 076-432-3280

19 施設をご利用の際に留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	面会は午後 8 時までとなっています。面会時には職員の許可を得てください。
外 出 ・ 外 泊	外出・外泊については、主治医の許可が必要です。職員に「外出・外泊願届」を提出してください。
迷 惑 行 為 等	入所生活にあたっては、他の入所者の方へ迷惑になるような行為は慎んでください。また、職員の指示に従っていただけない場合には、退所をお願いする場合もございます。
貴重品の管理	貴重品は各自で管理してください。また、多額な現金や高価なものは持ち込みされませんようお願いいたします。紛失・盗難などについて、当施設では責任を負いかねます。
身 体 拘 束	入所者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、入所者の行動を制限する行為は行いません。
他医療機関の 受 診	入所中は主治医の指示なく、他の医療機関へ受診することはできません。ご希望があれば、職員にお申し出ください。
転 院	急性増悪等の状態になった場合や、当施設では治療ができない場合などは、ご説明をさせていただいた上で、転院をお願いする場合があります。

くるみ介護医療院サービスの開始にあたり、入所者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

<事業者>

住 所 富山県射水市大島北野48番地
電話番号 0766-52-2580
事業者名 医療法人社団 樫の木会 くるみ介護医療院
代表者名 理事長 神代 理加

<説明者>

所 属 氏 名 ⑩

私は、契約書及び本書面により、事業者からくるみ介護医療院サービスについて、重要事項の説明を受け、十分に理解したうえで同意します。

令和 年 月 日

<入所者>

住 所 氏 名 ⑩

<身元引受人・緊急連絡先 1>

住 所 氏 名 ⑩

※入所者本人が記入できない場合は保証人が記入し署名捺印してください。

<連帯保証人・緊急連絡先 2>

住 所 氏 名 ⑩

※連帯保証人は、原則として別世帯で独立した生計を営む方とします。